2026年11月6日

各 位

会　社　名　株式会社トレードワークス
代表者名　代表取締役社長　　齋藤　正勝
（コード番号：3997　東証スタンダード）
問合せ先　取締役管理部門管掌　徳島　直哉
（TEL.03-6230-8900）

従業員（執行役員等の幹部従業員も含む）に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処分期日	2026年12月1日
（２）処分する株式の種類及び数	当社普通株式　85,000株
（３）処分価額	１株につき400円
（４）処分価額の総額	34,000,000円
（５）割当予定先	当社の従業員（執行役員等の幹部従業員も含む） 25名　85,000株

２．処分の目的及び理由

当社は、2023年11月20日付「当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は所定の要件を充たす当社の従業員に対して、当社従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社の企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを2023年11月17日開催の取締役会で決議しております。

当社の事業は、証券会社および金融機関の基幹システムを設計し、構築し、稼働後も長期にわたって支え続けることを内容としております。その担い手である人材は、当社にとって最大の資産であり、同時に最大の経営課題でもあります。本制度は、この認識に立ち、業務執行を担う執行役員に加え、開発・運用・営業の現場を預かる部長、副部長および室長、ならびに管理職とは異なる専門職として高度な技術・知見を担うフェローについても、対象に含めております。今回の割当てにおいては、特にフェローに対し、室長および副部長と同一の株式数を割り当て、管理職への登用によることなく、専門性そのものが処遇に反映される仕組みとしております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、従業員（執行役員等の幹部従業員も含む。以下「対象従業員」といいます。）25名に対し、金銭債権合計34,000,000円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員25名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式85,000株（以下、「本割当株式」といいます。）の全部を本自己株式処分することを決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を2026年12月1日（以下、「本処分期日」といいます。）から3年間と設定いたしました。

本制度は、対象従業員のモチベーション向上及び人材流出の防止（リテンション強化）を主たる目的としており、あわせて中長期的な人材の確保・定着を通じた企業価値の向上を図るものであります。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割当てるものであり、当該対象従業員に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものであるため、本制度の導入によって当社の従業員賃金が減額されることはありません。

また、当社は、本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（１）譲渡制限期間

対象従業員は2026年12月1日（本処分期日）から2029年11月30日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」といいます。）のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が本譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合、本処分期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月ま

での月数を36で除した数（ただし、計算の結果、１を超える場合には１とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、１を超える場合には１とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．発行済株式総数に対する割合

本自己株式処分に係る株式数85,000株は、2026年9月30日現在の当社の発行済株式総数41,042,000株に対して0.21％（小数点以下第３位を四捨五入）に相当いたします。なお、本自己株式処分は当社が保有する自己株式の処分でありますので、これにより当社の発行済株式総数が増加することはございません。

４．業績に与える影響

本割当株式に係る株式報酬費用は、本譲渡制限期間にわたり按分して計上いたします。2026年12月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

５．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象従業員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2026年11月5日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である400円としております。これは、取締役会決議日直前

の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上